

立川市公契約条例の制定方針について

1. 条例制定の目的

市が行う公契約に関し、基本的な方針及び特定公契約に定める事項その他必要な事項を定めることにより、公共事業の入札・契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、もって地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として「立川市公契約条例（ILO型）」を制定する。

また、この条例ができることにより「立川市公共調達基本方針」（別紙 1-1 参照）を廃止する。
(別紙 1-2 参照)

2. 現状

① これまでの市の公共調達の取組

「立川市公共調達基本方針」（平成16年10月1日施行）では平等な競争機会の確保を図るとともに厳正にして公平に行うものとし、全ての関係法令を遵守し、市にとって最も価値の高い公共調達を実現することとしている。この方針のもと契約制度の改革と運用を進め「立川市条件付き一般競争入札実施要綱」「立川市競争入札予定価格等事前公表実施要綱」「立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱」などを整備し、透明性・公平性を確保した公共調達を行ってきた。

② 労働者の労働環境や労働条件の保障について

これまで市では工事については施工管理及び安全管理を監督又は検査し、労働者の労働環境等について法令順守の確認を行ってきた。委託については「立川市委託契約に関する低入札価格調査実施要綱」や「委託契約における労働環境確認の実施について」などの制度によりダンピングなどの防止に対応してきた。指定管理についてはモニタリング評価により確認を行ってきた。

③ 現在東京都内で公契約条例を制定している自治体

16自治体・・・基本条例型1自治体、賃金条例型15自治体

26市；日野市・国分寺市・多摩市

23区；千代田区・新宿区・目黒区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・北区・葛飾区・足立区・江戸川区・台東区・墨田区

3. 検討体制

公契約検討準備部会（立川市契約制度等検討委員会の下部組織）で課題整理、情報収集や条例の方向性と必要な制度改正を議論し、立川市契約制度等検討委員会と外部委員による立川市公契約条例検討委員会で条例案を審議する。

① 立川市公契約条例検討委員会（新設）

委員会は、学識経験者、事業者団体関係者、労働者団体関係者で組織する。

② 立川市契約制度等検討委員会（既存）

メンバー；両副市長、市長公室長、行政管理部長、財務部長、基盤整備部長、環境資源循環部

長、市長公室改革推進課長、行政管理部施設課長、財務部契約課長、基盤整備部工事課長、環境資源循環部下水道工務課長及び環境資源循環部クリーンセンター長

なお、下部組織として立川市契約制度等検討部会があり、現制度の改正の詳細はここで行う

③ 公契約検討準備部会（品質管理課・契約課・改革推進課）

課題整理、情報収集、たたき台作り及び視察

公契約条例 公契約検討準備部会 ⇒ 契約制度等検討委員会 ⇒ 外部委員会 ⇒ 政策会議	契約制度改革 ・入札手法（総合評価） ・最低制限価格（変動型最低制限価格） ・条件付き一般競争入札（地域要件の拡大） 事務局提案 ⇒ 契約制度等検討部会 ⇒ 契約制度等検討委員会
---	---

※ 公契約条例と既存の契約制度の変更は分けて検討を行います。

4. 今後のスケジュール

令和6年度	6月	～	契約制度等検討委員会（庁内）協議開始
	9月	～	公契約条例検討委員会（外部）協議開始
	12月		議会報告 公契約条例骨子案
	3月		議会報告 契約制度の見直し
令和7年度	6月		議会報告 公契約条例素案 パブリックコメント
	9月		議会報告 公契約条例案 市民・事業者向け説明会
令和8年度			公契約条例施行